保険料の一部免除を行います

保険料の一部免除について（平成２０年度）

平成２０年度の所得割額が５割軽減された方のうち、均等割額の軽減割合が７割から８．５割に拡大された方（年金収入１５３万円～１６８万円の方）について、<u>軽減された均等割額と所得割額の合計額が８月までに年金からお支払いいただいた保険料額の合計額を超える場合</u>は、超過額を免除します。（年金から保険料をお支払いいただいていなかった方についても、お支払いいただいたとみなして同様の比較を行い、超過額を免除します。）

（拡大）

年　度　区　分	平成20年度
被保険者番号	XXXXXXXX
決定減免額	XXXXXXX円
減免後保険料額	XXXXXXX円

減免後保険料額があなたの年間保険料額となります。

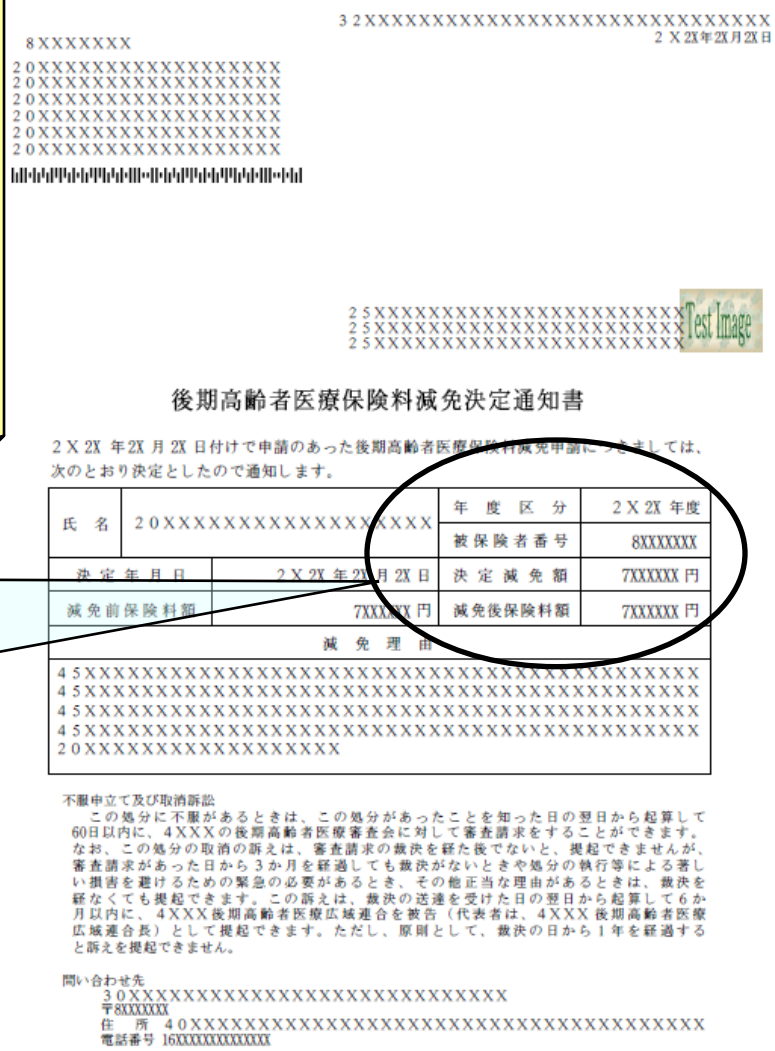

32XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
8XXXXXXX　　2X2X年2X月2X日
20XXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXX
20XXXXXXXXXXXXXXXXXX

25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
25XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

Test Image

後期高齢者医療保険料減免決定通知書

2X2X 年2X 月 2X 日付けで申請のあった後期高齢者医療保険料減免申請につきましては、次のとおり決定としたので通知します。

氏　名	20XXXXXXXXXXXXXXXXXX	年度区分	2X2X 年度
		被保険者番号	8XXXXXXX
決定年月日	2X2X 年2X 月 2X 日	決定減免額	7XXXXXX 円
減免前保険料額	7XXXXXX 円	減免後保険料額	7XXXXXX 円
減免理由			
45XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX